

郵便物受取サービス業者 （私設私書箱） の法令遵守事項について

令和2年4月

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課

この資料は以下のアドレスに掲載しています

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

※本資料は、令和2年4月1日に施行された改正犯罪収益移転防止法施行規則を踏まえた内容となっております。

0. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項

1. 取引時確認の事項及び取引時確認の方法

2. 取引時確認の記録の作成及び保存

(参考)取引時確認の記録の参考様式(個人・法人)

3. 取引の記録の作成及び保存

4. 疑わしい取引の届出

5. 取引時確認等を的確に行うための措置

(参考)郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

0. 犯罪収益移転防止法の対象事業者及びその遵守事項

(1) 特定事業者（法第2条第2項）

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等

(2) 特定事業者の遵守事項

①取引時確認（法第4条）

②本人特定事項

③取引を行う目的の確認

④顧客が自然人（個人）の場合：職業の確認

⑤顧客が法人の場合：

- 事業内容の確認

- 実質的支配者（25%を超える議決権を有する自然人等）の確認

⑥確認記録の作成及び保存（法第6条）

⑦取引記録の作成及び保存（法第7条）

⑧行政庁への疑わしい取引の届出（法第8条）

⑨取引時確認等を的確に行うための措置（法第11条）

郵便物受取サービス業者

郵便物受取サービス業者とは、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「レンタルオフィス」、「電話秘書代行」などいかなる名称をもって顧客と取引しているかを問わず、以下のすべての要件を満たすサービス（郵便物受取サービス）の提供を行う事業者をいいます。

- ◆ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ◆ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ◆ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

1-1. 取引時確認の事項

郵便物受取サービス業者における取引時確認とは

通常取引時の確認

郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスを行うことを内容とする契約を締結する場合、以下の(1)から(4)を行わなければなりません。

(1) 本人確認書類(公的証明書)による本人特定事項の確認

顧客が自然人(個人)の場合: ①氏名、②住居、③生年月日

顧客が法人の場合: ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地

(2) 取引を行う目的の確認(申告により確認)

(3) 顧客が自然人(個人)の場合: 職業の確認(申告により確認)

(4) 顧客が法人の場合:

- ・事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認)
- ・実質的支配者(25%を超える議決権を有する自然人等)の確認(申告)(当該実質的支配者の本人特定事項の確認(申告))

<本人確認書類の留意点>

有効期限のある本人確認書類については有効期限内のもの、有効期間のない本人確認書類については、確認日前6ヶ月以内に発行されたものでなければ本人確認書類として取り扱うことはできません。

ハイリスク取引時の確認

ただし、ハイリスク取引の場合には、株主名簿、有価証券報告書、登記事項証明書等で確認し、かつ、本人特定事項の申告を受けることが必要。

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)(※)を行う際には、通常取引に際して行う確認に加え、追加の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けて確認を行うことが必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。

(※) ①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引、④外国PEPs(外国要人(大臣や大使等の重要な公的地位のある者又はこれらの地位にあった者)、その家族、当該要人又はその家族が実質的支配している法人)との取引

(注) 取引時確認を行った事項については、後掲するように、記録の作成が必要となります。

1－2. 取引時確認の方法（自然人）

顧客が自然人の場合 ⇒ 確認対象：個人と代理人

対面の場合

- ① 本人確認書類の原本の提示による**本人特定事項の確認**（5ページ参照）、**取引の目的及び職業の申告**を受ける方法
- ② 顧客（自然人）の代理人の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる（一部確認方法が異なることに留意（5ページのイ、ロの書類による確認方法のただし書き参照））
- ③ **顧客（自然人）と代理人の関係の確認**（9ページ参照）

非対面の場合

- ① 本人確認書類のコピー等（確認記録に添付）の**送付**（郵送、メール等）を受けるとともに当該確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて**取引関係書類（※）**を書留郵便等により**転送不要郵便物等として送付**することなどによる**本人特定事項の確認**（6ページ参照）を行うとともに、**取引の目的及び職業の申告**を受ける方法
- ② 顧客（自然人）の代理人の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる（**代理人の住居に宛てて取引関係文書（※）**を書留郵便等により、**転送不要郵便物等として送付**することによる**住居確認も必要**）
- ③ **顧客（自然人）と代理人との関係の確認**（9ページ参照）

（※）取引文書の例

- 契約書
- 使用住所や暗証番号を記した書面
- 保管する箱を開く顧客ごとの鍵など

（注）本人確認書類に**現在の**住居の記載がない場合（旧住居の記載がある場合等）は補完書類（例：公共料金の領収書（確認日前6ヶ月以内に発行されたもの））による住居の確認が必要です。

1－3．取引時確認の方法（対面取引における本人特定事項の確認方法）

- ◆ 顧客が自然人である場合、対面での本人特定事項の確認については、本人確認書類の種類に応じてその確認方法が異なります。

イ	運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券等（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
ロ	官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の <u>写真</u> を貼り付けたもの

→ 原本の提示を受ける方法により確認。ただし、法人の取引担当者や自然人の代理人については、ロの本人確認書類で複数枚発行されるものの場合、原本の提示のみでは足りず、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する必要があります。

ハ	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子手帳、契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
---	---

→ 以下①～③いずれかの方法により確認。

- ① 原本の提示を受け、もう一種類の本人確認書類又は現在の住居の記載がある補完書類の提示を受ける方法
- ② 原本の提示を受け、もう一種類の本人確認書類若しくは現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法
- ③ 原本の提示を受け、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ	契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑以外の印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し（原本）又は住民票の記載事項証明書
ホ	官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（個人番号通知カードを除く）

→ 原本の提示を受け、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認。

1－3－2. 取引時確認の方法（非対面取引における本人特定事項の確認方法）

◆ 顧客が自然人である場合の非対面での本人特定事項の確認の方法については、以下の通りです。

- 本人確認書類の原本の送付（郵送、メール等）若しくは本人確認書類のＩＣ情報（氏名・住居及び生年月日の情報）の送信を受け、または、郵便物受取サービス業者の提供するソフトウェアを使用して本人確認書類の画像（氏名、住居及び生年月日並びに厚みその他の特徴を確認できるもの）の送信を受け、これを確認するとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認を行う方法
- 顧客等から、郵便物受取サービス業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた本人の容貌の画像及び写真付き本人確認書類の画像（氏名、住居及び生年月日写真並びに厚みその他の特徴を確認できるもの））の送信を受ける方法や、郵便物受取サービス業者が提供するソフトウェアを使用して、当該ソフトウェアを使用して撮影させた本人の容貌の画像及び写真付き本人確認書類のＩＣ情報（氏名・住居・生年月日及び写真の情報）の送信を受ける方法
- 本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）２枚の写しの送付（郵送、メール等）を受け、または、本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）の写し及び補完書類（現在の住居の記載のあるもの）又はその写しの送付を受け、確認するとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認を行う方法

◆ また、本人限定郵便による本人特定事項の確認も可能です。

- 本人限定受け取り郵便等により、顧客に対して、取引関係文書を送付し、受取りの際に顧客等から本人確認書類（写真付きに限る）の提示等を受ける方法

1-4. 取引時確認の方法（法人）

顧客が法人の場合 ⇒ 確認対象：法人と取引担当者

対面の場合

＜法人の本人確認書類＞

登記事項証明書、印鑑登録証明書（いずれも確認日前6ヶ月以内に発行されたもの）

※インターネットで得られる情報や定款は本人確認書類としては不可（ただし、定款については、事業内容の確認に利用することは可）。

- ① 法人の本人確認書類の原本の提示（※1）、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の提示、**実質的支配者についての申告**（8ページ参照）を受ける方法
- ② 実際に契約を行う取引担当者の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる（一部確認方法が異なることに留意（5ページのイ、ロの書類による確認方法のただし書き参照））
- ③ 法人と取引担当者との関係の確認（9ページ参照）

非対面の場合

（※1）本人特定事項の確認については、名称・所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けるか、国税庁・法人番号公表サイトで名称所在地を確認することでもよい。

- ① 法人の本人確認書類のコピー等の送付（郵送、メール等）による本人特定事項の確認（※1）を行うとともに、当該本人確認書類に記載されている法人の所在地に宛てて取引関係文書（※2）を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる所在地確認を行った上、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の送付（送付を受けた書類を確認記録に添付）、**実質的支配者についての申告**を受ける方法
- ② 実際に契約を行う取引担当者の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる（取引担当者の住居に宛てて取引関係文書（※）を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認も必要）
- ③ 法人と取引担当者との関係の確認（9ページ参照）

（※2）取引文書の例

- 契約書
- 使用住所や暗証番号を記した書面
- 保管する箱を開く顧客ごとの鍵など

（注）本人確認書類に現在の所在地の記載がない場合（旧所在地の記載がある場合等）は補完書類（例：公共料金の領収書（確認日前6ヶ月以内に発行されたもの））による所在地等の確認が必要です。

1-5. 取引時確認の方法（実質的支配者の確認）

- ◆ 顧客が法人である場合、取引時確認において、その法人の実質的支配者（**自然人**）を確認し、その実質的支配者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）を取引担当者から申告を受ける必要があります。

※ハイリスク取引については、実質的支配者の支配を証明する書類（株主名簿や登記事項証明書）を確認する必要があります。

顧客が資本多数決法人である場合

議決権の25%超（※）を保有する
自然人がいるか？

いる場合

当該自然人

（事業経営を支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

いない場合

出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる
自然人がいるか？

いる場合

当該自然人

※ 25%の計算に当たっては、直接保有、間接保有の合計とする。

いない場合

法人を代表し、その業務を
執行する自然人

＜資本多数決法人＞

株式会社、投資法人、特定目的会社等（議決権が、株式の保有数又は株式の保有数の割合に応じて与えられる法人）。

顧客が資本多数決法人でない場合

法人の収益総額の25%超の配当を
受ける自然人がいるか？

いる場合

当該自然人

（事業経営を支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

又は

出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる
自然人がいるか？

いる場合

当該自然人

いない場合

法人を代表し、その業務を
執行する自然人

＜資本多数決法人でない法人＞

一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等

1－6．取引時確認の方法（法人と取引担当者との関係等についての確認）

- ◆ 法人の取引担当者については、その取引担当者が正当な取引権限を有していることを確認する必要があります。

※自然人が代理人を立てて契約する場合についても当該代理人が取引権限を有しているか確認する必要があります。

法人の取引担当者の確認方法

- ・ 委任状その他の取引担当者が法人のために取引の任にあたっていることを証する書面を有していること。
- ・ 取引担当者が**法人を代表する権限を有する役員**として登記されていること。
- ・ 法人の本店や営業所等に電話をかけることその他これに類する方法により、取引担当者が法人のために取引の任にあたっていることが確認できること。
- ・ 法人と取引担当者との関係を認識していることその他の理由により取引担当者が法人のために取引の任にあたっていることが確認できること。

※法人が発行した身分証明書（社員証）によって確認することはできません。

自然人の代理人の確認方法

- ・ 自然人の同居の親族又は法定代理人であること。
- ・ 委任状その他の代理人が自然人のために取引の任にあたっていることを証する書面を有していること。
- ・ 自然人に電話をかけることその他これに類する方法により、代理人が自然人のために取引の任にあたっていることが確認できること。
- ・ 自然人と代理人との関係を認識していることその他の理由により代理人が自然人のために取引の任にあたっていることが確認できること。

法人又は自然人との関係を確認した上で、その取引担当者又は代理人の本人特定事項についても確認する必要があります。（4ページ、7ページ参照）

2-1. 取引時確認の記録の作成及び保存

確認記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った場合、直ちに**確認記録を作成**しなければなりません。

確認記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録及び添付資料を郵便物受取サービス契約が終了した日から**7年間保存**しなければなりません。

確認記録への記録事項

【顧客に確認し、記録すべき事項】

- ✓ 顧客の本人特定事項(個人:氏名・住居・生年月日、法人:名称・所在地)
- ✓ 代表者等(取引担当者等)の本人特定事項、**取引の任に当たっている理由**、**代表者等と顧客との関係**
- ✓ 取引を行う目的
- ✓ 顧客が自然人(個人)の場合: 顧客の職業
- ✓ 顧客が法人の場合: 事業内容、**実質的支配者の本人特定事項**、**実質的支配者と顧客との関係**
- ✓ **異なる名義を用いる理由** 等

【特定事業者が記録すべき事項】

- ✓ 取引時確認を行った者
- ✓ 確認記録を作成した者
- ✓ 取引時確認を行った取引の種類 → 「郵便物受取サービス」、「通常取引・ハイリスク取引の別」等
- ✓ 本人確認書類等を特定する事項(書類の記号、番号等)
- ✓ 取引時確認を行った方法 → 「対面・非対面の別」等
- ✓ 本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻(本人確認書類を添付する場合は、時刻の記入は不要)
- ✓ 本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付(本人確認書類又はその写しを必ず添付)
- ✓ 取引関係文書を送付(交付)した日付 等

2-2. 取引時確認の記録の作成及び保存（個人番号カード等の取扱いに係る留意点）

- ◆ 個人番号カード（マイナンバーカード）を本人確認書類として用いる場合、確認記録に個人番号を記載しない、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らない等の措置が必要となります。

個人番号カード（マイナンバーカード）を本人確認書類として用いる場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報の収集等は、原則として禁止されています。

このため、本人特定事項の確認に当たって顧客から個人番号カードの提示を受けた場合には、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。

なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、確認記録における記録事項については、個人番号以外の事項（発行者及び有効期間）を記載することとなります。

<個人番号が記載された他の書類の取扱いについて>

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類についても、個人番号は書き写さず、その写しを確認記録に添付する場合においても記載されている個人番号部分を復元できない程度にマスキングする必要があります。

なお、個人番号通知カードは、本人確認書類として認められませんので、提示、写しの送付を受けないよう留意して下さい。

<基礎年金番号の取扱いについて>

国民年金手帳に記載されている基礎年金番号についても国民年金法により告知を求めることが禁止されていることから、個人番号同様、基礎年金番号は書き写さない、写しを確認記録に添付する場合には記載されている基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングするといった措置が必要となります。なお、確認記録における記録事項については、基礎年金番号以外の事項（交付年月日等）を記載することとなります。

(参考) 取引時確認の記録の参考様式 (個人)

[illegible]

(参考) 取引時確認の記録の参考様式 (法人)

法人	
取引時確認を行った者 確認記録を作成した者 取引時確認を行った取引の種類 口座番号・顧客番号等	〇 ハビリス取引
面談取引時確認に係る確認記録を保存するための事項	
顧客関係	
本人特定事項	名称 (フリガナ) 所在地 〇 登記事項証明書 〇 印鑑登録証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
本人確認書類	〇 他本人確認書類 〇 国民又は地方民の顔写真又は納税証明書 〇 社会保険料の納税証書 〇 公共料金の納税証書 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
現在の所在地を 確認した書類 (本人確認書類と現在の所在地 が異なる場合)	〇 他本人確認書類 〇 国民又は地方民の顔写真又は納税証明書 〇 社会保険料の納税証書 〇 公共料金の納税証書 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
常業所の場所を 確認した書類 (本人確認書類に記載された本店等 以外の営業所等に取引関係文書を 送付する場合)	〇 他本人確認書類 〇 国民又は地方民の顔写真又は納税証明書 〇 社会保険料の納税証書 〇 公共料金の納税証書 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
取引を行う目的	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
事業の内容	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
事業の内容を確認した方法及び書類	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
実質的支配者	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
ハビリス取引 の場合	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
追加で本人特定事項 を確認した書類	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
実質的支配者と顧客との関 係を確認した書類	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
資産及び収入の状況の確認 方法及び確認した書類	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
実質的支配者が外国 P E P である顧客との取引	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
備考	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
代表者等 (取引担当者) 関係	
本人特定事項等	氏名 (フリガナ) 生年月日 顧客との関係 顧客のこの取引の任に 当たっているため、認められた理由
本人確認書類	〇 運転免許証・運転経歴証明書 〇 在留カード・特別永住者証明書 〇 個人番号カード 〇 旅券・乗員手帳 〇 身体障害者手帳等 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真あり) 〇 各種健康保険証 〇 国民年金・手帳等 〇 印鑑登録証明書 (取引申込等書類に押印した印鑑以外) 〇 戸籍簿本又は抄本 〇 住民票の写し又は記載事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等 (写真なし) 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
「住民票の写し」等は、原 本の提示を受けた場合でも、取引関係文書の送付 が必要となります。	〇 国民年金手帳の場合には、「 「記号番号」欄に個人番号を 記入せず、有効期間を記入 してください。 国民年金手帳の場合には、「 「記号番号」欄に年金番号を 記入せず、交付年月日を記 入してください。
「各種健康保険証」等は、 原本の提示を受けた場合 でも、他の本人確認書類 又は補充書類の提示又は 送付を受けるか、取引関係 文書の送付が必要とな ります。	〇 個人番号カードの場合には、「 「記号番号」欄に個人番号を 記入せず、有効期間を記入 してください。 個人番号カードの場合には、「 「記号番号」欄に個人番号を 記入せず、有効期間を記入 してください。
本人確認書類を確認する書類 (写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・ 本人確認書類に現在の住所の記載がない場合)	〇 国民又は地方民の顔写真又は納税証明書 〇 社会保険料の納税証書 〇 公共料金の納税証書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等 〇 外国政府又は国際機関が発行した書類等
追加で本人特定事項を確認した書類 (ハビリス取引の場合)	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等
備考	〇 定款 〇 その他法令により法人が作成する書類 〇 登記事項証明書 〇 その他官公庁から発行又は発給された書類等

本人確認書類の写し又は添付書類を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。

提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要があります。

ハビリス取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。
※①過去の契約の際に確認した過去等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、
②過去の契約時の確認の際に、
③過去に疑いがある顧客等との取引、
④「北朝鮮」に居住、在住する者との取引、
⑤「外国 PEPs」の取引。

対面取引
〇 原本の提示
年月日 ()
時刻 ()
取引関係文書の送付
年月日 ()
本人確認書類 (写し) の添付
〇 有
〇 追加の書類の確認 (ハビリス取引の場合)
年月日 ()

非対面取引
〇 原本又は写しの送付を受けた日付
年月日 ()
取引関係文書の送付
年月日 ()
取引関係文書の送付
年月日 ()
本人確認書類 (写し) の添付
〇 追加の書類の確認 (ハビリス取引の場合)
年月日 ()

本人確認書類 (写し) の提示又は送付を受けた日付
年月日 ()
取引を行う目的
年月日 ()
事業の内容
年月日 ()
実質的支配者
年月日 ()
資産及び収入の状況 (ハビリス取引の場合)
年月日 ()

顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。
①資本多数決法人の場合
・議決権の25%超を保有する自然人
・(上記の自然人(ないときは)事業活動に支配的影響力を有する自然人
・(上記の自然人(ないときは)法人を代表し、その業務を執行する自然人
なお、「顧客との関係」欄に、上記のうち、該当するものを記入してください。

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

資産及び収入の確認は、ハビリス取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。

正当な取引権限を持っていることの確認に、社員証は使用できません。また、登記事項証明書は、取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。

個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。

国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入してください。

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

3. 取引の記録の作成及び保存

取引記録の作成

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスに係る業務において現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引を行った場合、**取引記録を作成**しなければなりません。

取引記録への記録事項

- ① 確認記録を検索するための事項
(氏名や取引を特定する事項)
- ② 取引の日付・種類
(〇〇日 受取、〇〇日 引渡)
- ③ 取引に係る財産の価額
- ④ 現金の郵送元、郵送先の名義、
その他移転について特定する事項
(郵送元・郵送先の宛名、住所、
受取りにきた事業者(バイク便等)の名称、連絡先 等)

郵便物受取サービスにおいて、現金(1万円超)を内容とする郵便物を取り扱う場合に、取引記録を作成する義務が生じることとなりますが、業務を円滑に運営・遂行していただくためにも、すべての取引について記録を行っていただくことが望まれます。

なお、一例として、左記の記録事項を満たす取引の帳簿・伝票等を利用することで、取引記録を作成するといったことも考えられます。

取引記録の保存

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引の行われた日から**7年間保存**しなければなりません。

4. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスに係る業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い、又はそれらの事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがある場合には、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。⇒ 郵便物受取サービス業者は、経済産業大臣に届出を行います。

＜チェック項目＞ ①一般的な郵便物の受け渡しの態様との比較、②過去の郵便物の受け渡しの態様との比較、
③取引時確認時の情報との整合性

＜判断にあたって＞ 上記チェック項目に従って、取引の態様等に応じ、確認記録や取引記録の精査、顧客への質問等必要な調査と統括管理者（責任者）による確認等を行い、取引に疑わしい点がないか確認する必要があります。個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他郵便物受取サービス業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して郵便物受取サービス業者において判断する必要があります。

- ◆ 疑わしい取引の届出を行う際、それを行おうとすること又は行ったことを顧客やその関係者に漏らしてはいけません。

＜郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例＞

以下の事例は、郵便物受取サービス業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべての疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、郵便物受取サービス業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要します

（１）郵便物受取サービスの利用形態に着目した事例：顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことがうかがわれる取引。

（２）真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例：

① 複数人で契約に訪れ、契約者が同行者の指示に従い契約を進める取引。② 自らの本人確認書類の内容や自社の事業内容について答えられない、あるいは辻褄の合わない回答をする顧客との取引。③ 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。④ 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関与している可能性がある取引。⑤ 郵便物の引き渡しの際、毎回異なる人物が来店する取引、あるいは転送先を頻繁に変更する取引。⑥ 同一の携帯電話番号が複数の顧客の連絡先として登録されている取引。⑦ 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便物受取サービス契約を希望する取引。⑧ 顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引。

（３）取引の特異性（不自然さ）に着目した事例：

① 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付される取引。② 顧客に対して、多数の督促状や催告状が届く取引。③ 契約をしたにもかかわらず、郵便物が一切届かない取引。④ 契約途中から契約者と連絡が取れない取引。⑤ 顧客宛てにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引。⑥ 顧客が送付したと思われる郵便物が、大量に宛先不明で返送される取引。⑦ 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。⑧ 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。⑨ 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。⑩ 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。

（４）その他の事例：

① 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。② 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

5. 取引時確認等を的確に行うための措置

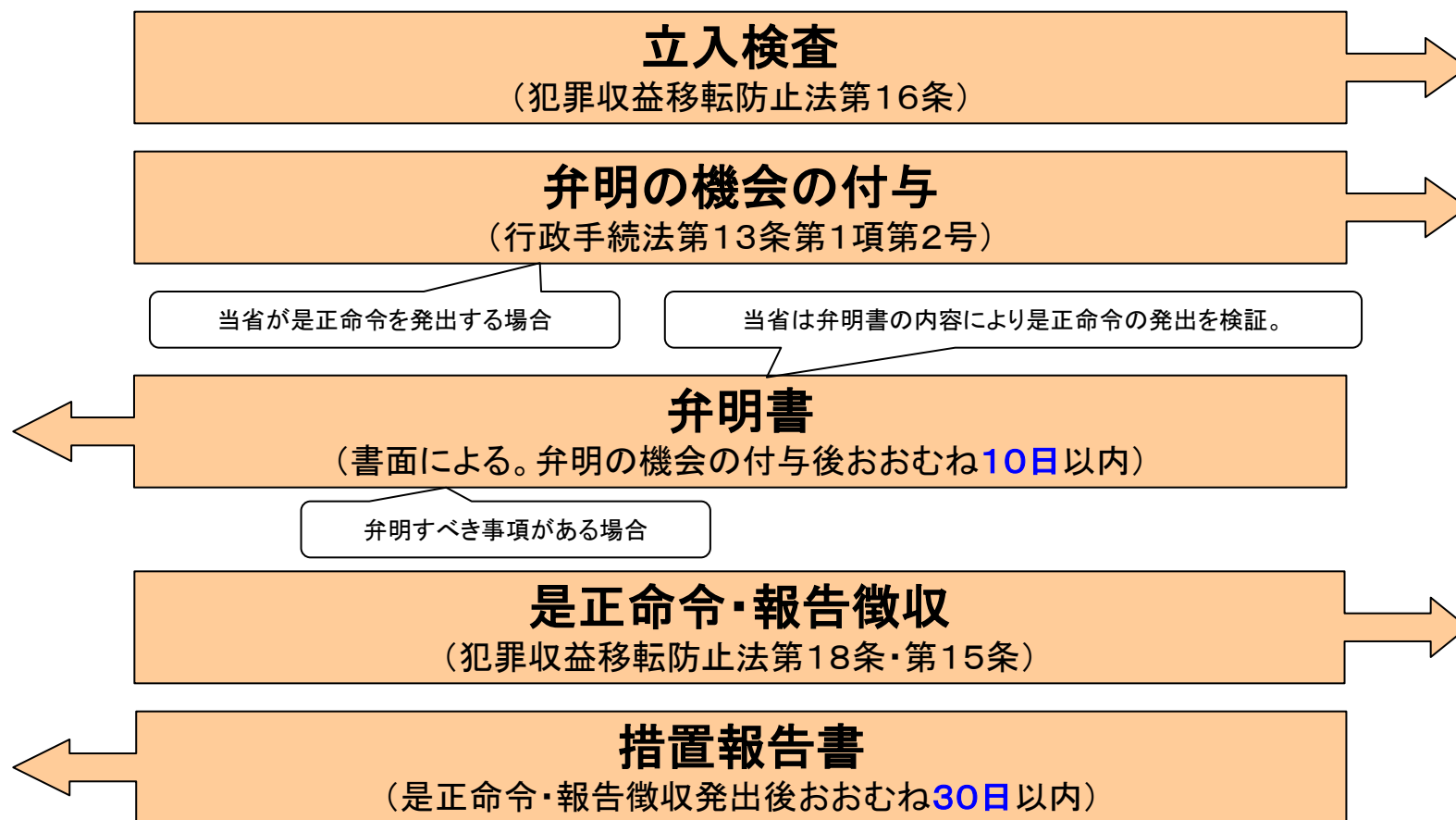
郵便物受取サービス業者が取引時確認等を的確に行うための措置

- ◆ 郵便物受取サービス業者は、取引時確認等を的確に行うため、取引時確認事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、以下に掲げる措置を講ずるよう努めなければなりません。
 - ・ 使用人に対する教育訓練の実施
 - ・ 取引時確認等の措置の実施に関する規程（社内規則・マニュアル）の作成
 - ・ 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他業務を統括管理する者の選任
 - ・ 自らが行う取引についてのリスク評価
 - ・ 必要な情報収集・分析
 - ・ 保存している確認記録・取引記録等の継続的精査
 - ・ リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認
 - ・ リスクの高い取引について行った情報収集・分析の結果を書面化・保存
 - ・ 必要な能力を有する職員の採用

(参考) 郵便物受取サービス業者に対する是正命令等の手続

経済産業省

郵便物受取サービス業者



○是正命令違反

違反者: **2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科** (犯収法第25条)

法人併科: **3億円以下の罰金**、代表者併科: **300万円以下の罰金** (犯収法第30条第1号)

○報告徴収(拒否、虚偽報告等)／立入検査(虚偽答弁、忌避等)

違反者: **1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科** (犯収法第26条第1号又は第2号)

法人併科: **2億円以下の罰金**、代表者併科: **300万円以下の罰金** (犯収法新第30条第2号)